

税金の納め忘れはありませんか？

町税は期限内に納めましょう



納税は、教育・労働とともに国民の三大義務の一つです。

町では、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を納めていただくことになっています。必ず納期限内に納めましょう。

公平な納税のために…

「納め忘れ」や「納められない」「納めたくない」などの理由により、滞納となっている地方税を放置しておくことは、納期限内に町税をきちんと納付していただいている大部分の納税義務者との公平性を欠くことになり、ひいては、住民サービスの公平性に支障をきたすことになりかねません。

町では、滞納整理や納税相談を行うとともに、応じていただけない場合は、滞納処分を実施しています。

滞納処分とは

地方税法には「納税者が督促状を受け、完納されない場合、市町村徴税吏員は滞納者の財産を差押えなければならぬ」と記されています。滞納状態を放置すると滞納者の意思に関係なく、本税以外に督促手数料・延滞金（年率14・6%）を含めた滞納税額を強制徴取することになり、経済的にも不利益を被ることになります。

平成22年4月から平成23年3月末までの一年間に日野町が実施した差押え件数は、215件で金額は8千313万5千93円です。

事情のある方は ご相談ください

病気や失業・事業の営業不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を各納期限内に納付することが困難な方に

については、生活状況などを聞かせていただいた上で、徴収の猶予などをすることがあります。納税相談も行ってまいりますので、未納がある方は、放置をせずに、必ず税務課までご相談ください。



12月は 滞納整理強化月間です

税の公平性を確保するため、滋賀県では12月を「滞納整理強化月間」として、県内の市町とともに積極的に滞納整理を実施することになります。納税は、住みよい日野町をつくるための貴重な財源です。納税がお済みでない方は、早めの納税をお願いします。

◆問い合わせ先

税務課 収納担当

☎6570 有線⑤5093

パスポートセンター「米原出張窓口」 からのお知らせ



1月10日(火)は、県立文化産業交流会館の休館日のため、米原出張窓口はお休みです。申請には、平日の火・水・木曜日にお越しください。年始は1月4日(水)からの申請となります。

なお、大津の窓口（ピアザ淡海1階、大津市におの浜一丁目1-20）は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除き、申請受付業務を行っています。

◆問い合わせ先 滋賀県パスポートセンター
☎077-527-3323

必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も 特定（産業別）最低賃金（平成23年12月31日発効）

	時間額
新 織 維 工 業	736円
窯業・土石製品製造業	821円
鉄 鋼 業	775円
一般機械器具製造業	822円
精密機械器具製造業	806円
電気機械器具製造業	804円
自動車・同附属品製造業	824円
各種商品製造業	751円

◆問い合わせ先 滋賀労働局賃金室 ☎077-522-6654
東近江労働基準監督署 ☎20394



滋賀県最低賃金
時間額
709円
(平成23年10月
20日発効)